

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第35回 憲法出前講座について

憲法問題対策センター市民・高校生部会委員 片山 雅也 (59期)

1 憲法出前講座の概要

当会憲法問題対策センター市民・高校生部会では、主に中高生を対象にした「憲法出前講座」を行っています。学校の授業では多くの生徒にとって勉強する対象にすぎない憲法について、弁護士の立場から、憲法が現実社会において基本的人権を保障する重要な役割を担っていることを、様々な判例を題材にすることで、リアリティーをもって理解してもらうべく活動しています。

憲法出前講座の多くは中高生を対象にしていることから、講義中におしゃべりしている生徒や寝ている生徒がいることもあります。そのような生徒にも憲法の理念に興味を持ってもらうべく、市民・高校生部会では、より興味を持たれやすいシナリオ作成や講師の表現方法等について日々議論するとともに研究を行っています。

2 憲法出前講座における前半の講義

2014年1月、憲法出前講座を実施し、栗原周成弁護士、殷勇基弁護士及び当職が講師を担当しました。最初に殷弁護士が、芝信用金庫貸金昇格差別事件を題材に憲法14条（平等権）の内容等について講義を行いました。

講義の中では、生徒に原告の陳述書の一部を朗読してもらいました。「昇格試験は女性にとって受かりようのない試験なのです」「昇格試験に合格するには係長にならなければなりません、私たち女性は万年ヒラで係長にさせられていないのです」「裁判官の皆さん、絶対受からない試験のために忙しい仕事で疲れた身体で家庭を持ちながら試験勉強をすることがどんなに辛いことかお分かりいただけますか」等の

部分を朗読してもらうことで、原告の置かれた立場をより具体的に理解してもらうような講義を行いました。

その後の感想では、「教科書とは違ったアプローチは新鮮で、憲法や法律を身近に感じ、生活や社会について考えることができる機会となりました」との声をいただいております。

3 憲法出前講座における後半の講義

後半は、一つの教室に集まっていた生徒の方々に3つの教室に分かれてもらい、各弁護士がそれぞれの教室において、憲法の理念や弁護士の仕事内容等について、生徒の方々からの質問も交えて双方向のコミュニケーションを重視した形式で授業を行いました。当職が担当した教室においては、弁護士の仕事内容について、交渉や訴訟業務に留まらず、企業活動を法務面からサポートする業務等もあることも伝え、弁護士が活躍する場面は広がっていることを伝えました。また、憲法と法律の根本的な違いについて伝え、憲法は権力者を縛るものであることも伝えました。

その後の感想では、「憲法が権力者をしぼるものだと初めて知った」「国会で何が行われているか把握しておくことは自分の生活に直接影響しとても大切だということ」「憲法は私達にとって大切なものだと思います」等の声をいただきました。

市民・高校生部会における活動は、このように高校等を一つ一つ訪問するという地道な活動の連続ですが、憲法の理念やその内容を理解して、お互いの人権を尊重でき、憲法改正の是非について正しく議論できる人が一人でも多く増えることを期待して、これからも憲法出前講座を行っていきたいと思います。